

岩手県医療局管理規程第1号

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月13日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の保育所の利用に関する規程（平成20年岩手県医療局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(保育所の名称及び所在地) 第2条 保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	(保育所の名称及び所在地) 第2条 保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立胆沢病院 院内保育所</td><td><u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立江刺病院 院内保育所</td><td><u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所在地	[略]		岩手県立胆沢病院 院内保育所	<u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u>	[略]		岩手県立江刺病院 院内保育所	<u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u>	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立胆沢病院 院内保育所</td><td><u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県立江刺病院 院内保育所</td><td><u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所在地	[略]		岩手県立胆沢病院 院内保育所	<u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u>	[略]		岩手県立江刺病院 院内保育所	<u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u>	[略]	
名称	所在地																								
[略]																									
岩手県立胆沢病院 院内保育所	<u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u>																								
[略]																									
岩手県立江刺病院 院内保育所	<u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u>																								
[略]																									
名称	所在地																								
[略]																									
岩手県立胆沢病院 院内保育所	<u>奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地</u>																								
[略]																									
岩手県立江刺病院 院内保育所	<u>奥州市江刺区西大通り5番23号</u>																								
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。